

土壌汚染対策法が改正されます！

土壌汚染対策法の一部を改正する法律が平成 29 年 5 月 19 日に公布され、第 1 段階施行期日：平成 30 年 4 月 1 日、第 2 段階施行期日：公布の日から 2 年以内で政令で定める日、となることが決まりました。

○ これまでの課題と改正の概要（抜粋）

（以下の内容の施行期日：公布の日から 2 年以内で政令で定める日）

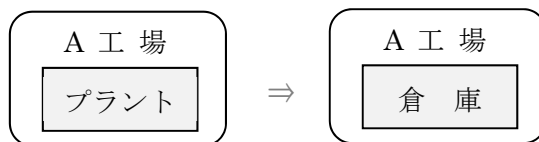
- ・課題（1）：工場が操業を続けている等の理由により土壌汚染状況調査が猶予されている土地において土壌汚染状況の把握が不十分
⇒**改正案：土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大**
- ・課題（2）：汚染の除去等の措置が必要な区域において、適切な措置の計画・実施に係る是正の機会がなくリスク管理が不十分
⇒**改正案：汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等**
- ・課題（3）：臨海部の埋立材等に由来する汚染のある工業専用地域は健康被害の生じるおそれが低いことや、自然由来等による基準不適合土壌を区域外に搬出する場合であっても汚染土壌処理施設での処理が義務付けられているため工事に支障が生じている等の問題があり、リスクに応じた規制の合理化が必要
⇒**改正案：リスクに応じた規制の合理化**

○ 土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大について

・これまでは…

有害物質使用特定施設の廃止時であっても一定の要件を満たした土地は調査を猶予

例)



【猶予となる事例】

工場が操業を続けている等の理由により一般の人が立ち入ることができない状態で利用する場合

・改正後は…

有害物質使用特定施設の廃止後に土壌汚染状況調査が猶予されている土地において、利用の方法の変更だけでなく、「**土地の形質変更時にも届出**」→「**都道府県知事が土壌汚染状況調査を命ずる**」こととなります。

当社は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び計量証明事業所として、土壌・地下水調査から調査結果に対する評価まで一貫した土壌調査業務について長年の実績があります。

詳しくは、**研究開発部 明石（内線 2 6 7）・坂田（内線 2 7 3）**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

